第二次郡山市子ども読書活動推進計画

郡山市教育委員会

目　次

第１章　第二次郡山市子ども書活動推進計画策定にあたって・・・・・・・・・・・・ 1
第２章　第一次計画期間における取組み・成果と課題・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
　１　第一次計画期間における取組み・成果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
　　（1）　計画の実施状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
　　（2）　主な取組み例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
　２　第一次計画期間における課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
　３　第一次計画策定後の子どもの読書活動をめぐる情勢の変化・・・・・・・・・・・ 5
　　（1）　教育基本法・学校教育法の改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
　　（2）　情報化社会の進展・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
　　（3）　地方分権の進展・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
第３章　基本方針と取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
　１　基本方針と取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
　２　具体的な方針の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
　　（1）子どもの読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実・・・・・・・・・・・・10
　　　①　家庭での取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
　　　②　地域での取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
　　　③　学校等での取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
　　（2）家庭・学校・地域における連携の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
　　　①　家庭での取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
　　　②　地域での取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
　　　③　学校等での取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
　　（3）子どもの読書活動を支える人材の育成と活用・・・・・・・・・・・・・・・・20
　　　①　家庭での取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
　　　②　地域での取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
　　　③　学校等での取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
第４章　推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
　１　読書活動推進に係る基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
　２　読書活動推進に係る体制図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
資　料
　○　第二次郡山市子ども読書活動推進計画策定に関するアンケート調査結果（概要）・・26
　○　平成 21 年度まちづくりネットモニター第 6 回集計結果・・・・・・・・・・・・30
　○　子どもの読書活動の推進に関する法律・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
　○　第二次郡山市子ども読書活動推進計画策定検討委員会設置要綱・・・・・・・・・ 35
　○　第二次郡山市子ども読書活動推進計画策定検討委員会名簿・・・・・・・・・・・ 37
　○　第二次郡山市子ども読書活動推進計画検討経過・・・・・・・・・・・・・・・・38

第１章　第二次郡山市子ども読書活動推進計画策定にあたって

１　計画策定の背景と趣旨

国は、平成 13 年 12 月、子どもの読書活動の推進を図るため「子どもの読書活動推進に関する法律」を制定し、平成 14 年 8 月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第一次）」を策定しました。

また、平成 20 年 3 月には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次）」が閣議決定されました。その中では、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第一次）」の成果と課題を整理し、地方公共団体、関連機関等との連携体制を強調し、家庭・地域・学校の取組みに分けて推進のための方策を述べています。

本市においても、国の法律を受け、平成 17 年 3 月に「郡山市子ども読書活動推進計画」（以下「第一次計画」という。）を策定し、子どもの読書活動を推進するため、様々な取組みを行ってきました。

このような読書活動を取り巻く状況の変化を踏まえ、第一次計画における成果と課題等を検証するとともに、家庭、地域、学校が協力し合って積極的に子どもの読書活動を行えるよう環境を整備し、総合的な施策の推進を図ることを目的としています。

２　計画の位置づけ

本計画は、「郡山市第五次総合計画※1」及び「郡山市教育振興基本計画※2」を上位計画とし、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、「福島県子ども読書活動推進計画」を参酌し、本市の今後の子どもの読書活動の推進を図るために必要な取組みを明らかにするものです。

※1 郡山市第五次総合計画：郡山市の平成 20 年度から平成 29 年度までの 10 年間のまちづくりの指針をまとめたものです。将来都市像を「人と環境のハーモニー 魅力あるまち 郡山」とし、6 つの大綱を表す「基本構想」、その方向性を体系的に表す「基本計画（個別分野計画、戦略行動プロジェクト、地域づくりプラン）」、より具体的な事業を表す「実施計画」で構成されています。

※2 郡山市教育振興基本計画：郡山市第五次総合計画を上位計画とし、本市の教育に関する基本的な目標や施策を総合的に明らかにしたものです。

○第二次郡山市子ども読書活動推進計画の位置づけ（図）

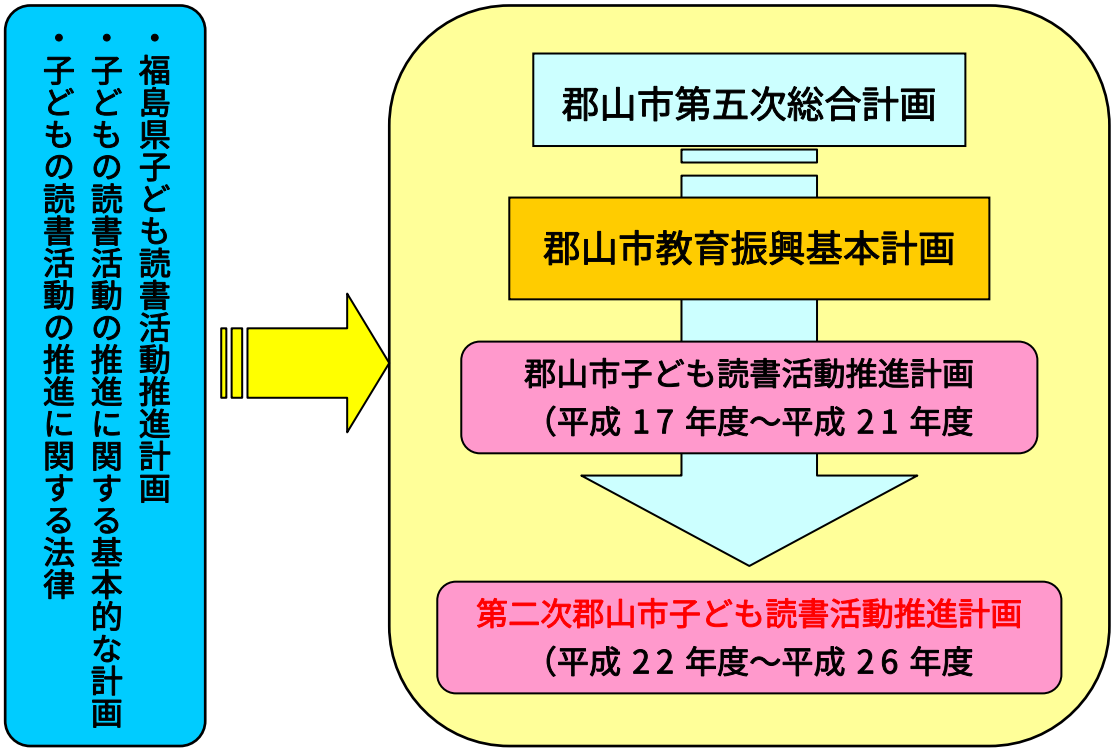

3　計画期間と対象

本計画の計画期間は、平成２２年度（2010 年度）から平成２６年度（2014 年度）までの５年間とします。対象は子ども（おおむね 18 歳以下の者をいう。)とします。

第２章　第一次計画期間における取組み・成果と課題

1　第一次計画期間における取組み・成果

第一次計画では、子どもの読書活動における計画推進のための基本方針を、次のとおり設定しました。

1　子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

2　子どもの読書環境の整備・充実

3　子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発

その実現に向けて、1 の計画の柱である「子どもが読書に親しむ機会の提供と充実」について、図書館においては、おはなし会の開催等を、幼稚園、保育所等においては、読み聞かせの充実等を、学校においては、朝の読書活動の推進等を図るなどの取組みを計画しました。

次に、2 の「子どもの読書環境の整備・充実」について、図書館においては、学校図書館、保健所等各施設との連携強化等を、公民館においては、図書館との連携による職員向けの「読書活動推進講座」への参加を、学校においては、学校図書館の図書資料のデータベース化等を図るなどの取組みを計画しました。

最後に、3 の「子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発」について、図書館においては、「こども読書フォーラム」の開催等を、公民館においては、公民館だよりをとおして新刊図書の紹介等を、学校においては、学校図書館だよりの発行等をするなどの取組みを計画しました。

そのほか、「家庭・地域」、「子どもや保護者が集う他の施設(注1)」、「幼稚園、保育所、保育園」において、それぞれの立場で実施するよう計画しました。

（1）計画の実施状況

3 つの基本方針の内、1 の「子どもが読書に親しむ機会の提供と充実」と 3 の「子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発」の取組みがほぼ、実施されているのに対し、2 の「子どもの読書環境の整備・充実」の取組みは、十分でなく、今後においても取組みの拡充を図っていく必要があります。

また、新たな取組みとして、平成 21 年 4 月からこども総合支援センター（ニコニコこども館）が開設されたことにより、子育て図書館を設置し、こどもの夢を育む絵本や児童書、また、育児書を配置することで、子どもとともに保護者も学べる環境づくりが図られております。

（2）主な取組み例

●子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

①図書館における取組み

・4 月 23 日の「子ども読書の日」と 10 月 27 日の「文字・活字文化の日」にあわせ、市のウェブサイトで「家庭 15 分間読書」を啓発するとともに、チラシを作成し、幼稚園・保育所・小中学生のいる家庭に全戸配付しました。

・おはなし会を開催しました。

・おはなしボランティア養成講座を開催しました。

②子どもや保護者が集う他の施設における取組み

・保健所において乳幼児とその親を対象とした図書館職員による読み聞かせ

(注1) 児童センター、ふれあい科学館、美術館、保健所、留守家庭児童会等

を行いました。
③幼稚園・保育所における取組み
・年間を通して児童の年齢に応じた絵本・紙芝居の読み聞かせを行いました。
④学校における取組み
・朝の読書活動の推進を図りました。
・小学校での読み聞かせを行いました。
・公共図書館との連携を図りました。（総合学習、体験学習等）

●子どもの読書環境の整備・充実

①家庭における取組み
・アンケート調査結果によれば、小学生や中学生の子を持つ家庭の多くでは子どもに本の読み聞かせをした経験があります。また、小学生の子を持つ家庭の 83%、中学生の子を持つ家庭の 64%は、週に 1 回以上本を読む環境が整っております。(注2)
②図書館における取組み
・インターネットを利用しての本の予約を開始しました。（平成 18 年度～）
・読書活動推進講座を開催しました。
③学校における取組み
・学校図書館の図書資料をデータベース化し、図書の貸出・返却の手続きの簡素化や蔵書管理の適正化に努め、蔵書の有効活用を図りました。

●子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発

①図書館における取組み
・図書館だよりを発行しました。
・「こども読書フォーラム」を開催しました。
②子どもや保護者が集う他の施設における取組み
・きらめきバンク登録者（読み聞かせ）の推進を図りました。
・保健所において、妊婦に妊婦や赤ちゃんにお勧めする絵本リストを交付し普及・啓発を図りました。

2　第一次計画期間における課題

図書館や学校等は、読書活動の推進は子どもの健全な人格形成にとって大変重要であり、国語力の向上のためにも大切な活動であることを普及・啓発しながら家庭や地域に積極的に働きかけをすることが求められています。

そのためには、子どもの読書活動の出発点である家庭と地域、図書館、学校が相

(注2)　P26 からのアンケート調査結果（概要）より（P26　2-（3））

互に連携・協力し、社会全体で読書に対する理解を高めることが必要です。

3　第一次計画策定後の子どもの読書活動をめぐる情勢の変化

（1）教育基本法・学校教育法の改正

①教育基本法の改正（平成 18 年 12 月）

義務教育として行われる普通教育の目的は、「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うこと」であるとしています。（第 5 条第 2 項）

教育の実施に関しては、新たに家庭教育（第 10 条）、幼児期の教育（第 11 条）、学校・家庭及び、地域の相互の連携協力（第 13 条）についての規定が盛り込まれました。

②学校教育法の改正（平成 19 年 6 月）

普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が掲げられています。（第 21 条第５号）

③教育振興基本計画の策定（平成 20 年 7 月）

教育基本法に示された教育の理念の実現に向けて、今後 10 年間を通じて目指すべき教育の姿を明らかにするとともに、今後５年間（平成 20～24 年度）に取組むべき施策を総合的・計画的に推進するものです。

主な取組みのひとつに「学校図書館図書整備 5 ヶ年計画」に基づく学校図書館資料の充実や司書教諭の配置など学校図書館の整備を推進することとしています。郡山市においても平成 21 年度中に「郡山市教育振興基本計画」を策定いたします。

（2）情報化社会の進展

携帯電話やインターネット、テレビゲーム等、情報関連機器の普及や情報メディアの発達により大量の情報が入手できるようになった反面、若者の文字・活字離れが顕著となっています。

（3）地方分権の進展

子どもの読書活動推進に関する法律第 4 条においては、地方公共団体は、「子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされており、各地方公共団体においては、自らの判断と責任の下、このような責務を十分認識し、必要な体制の整備等に努めることが求められます。

第３章　基本方針と取組み

１　基本方針と取組み

郡山市教育振興基本計画の基本理念「ともに学び、ともに育み、未来を拓く教育の創造」の実現のため、生涯学習の分野では、「一人ひとりの学ぶ心を大切にする生涯学習の推進」を基本目標として設定しており、本計画では、第一次計画における課題等を踏まえ「子どもの読書環境の整備・充実」と「子どもが読書に親しむ機会の提供と充実」を併せて「子どもの読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実」として、一つ目の基本方針とします。

また、改正された「教育基本法」に掲げられた学校・家庭及び、地域の相互の連携協力を図るため、「家庭・学校・地域における連携の推進」を二つ目の基本方針とし、読書活動の推進を図る人材の育成が重要であることから、「子どもの読書活動を支える人材の育成と活用」を三つ目の基本方針とします。

計画の取組みにあたっては、子どもが読書に親しむ機会を提供するとともに、家庭、地域、学校が協力し合って積極的に子どもの読書活動を行えるよう環境の整備・充実に努めます。また、読書活動をすすめているボランティア等との連携により、地域や学校で活躍できるおはなしボランティアを養成し、幼児期における読書習慣の普及及び環境の充実を図ります。

【基本方針】

１　子どもの読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実

２　家庭・学校・地域における連携の推進

３　子どもの読書活動を支える人材の育成と活用

2　具体的な方針の体系

（1）子どもの読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実

①家庭での取組み

・読み聞かせの時間づくり
・いつも本に触れられる環境づくり
・身近な図書館の活用
・読書行事等への親子参加
・家庭 15 分間読書の実践

②地域での取組み

ア図書館での取組み

・おはなし会の開催
・工作教室・科学教室等の開催
・図書館体験の実施
・子どもと本の講演会の実施
・「こども読書フォーラム」の開催
・障がいをもつ子どもが利用しやすい図書館の環境整備
・公民館の改築にあわせた図書館分館のオンライン化
・映画会の開催
・赤ちゃん絵本コーナー、中学、高校生向けの図書を集めたコーナーの設置
・テーマ別展示の開催
・家庭 15 分間読書の普及、啓発（市のウェブサイト及び広報誌での啓発、読書週間に併せて家庭にチラシを配付する）
・レファレンス業務の充実（学校宿題情報、教科書に載った本リストなど）
・対象年齢別、テーマ別等各種の本の案内リストを作成し、小学校、幼稚園・保育所への配付（新）
・年齢別絵本のコーナーの設置（新）
・市内の小児科医院の待合室に図書館職員おすすめの子どもの本の図書リストの配置（新）
・図書館職員によるブックトークの実施（新）
・図書館のウェブサイトでのおすすめ本の紹介（新）

イ公民館での取組み

・公民館の開館時間はいつでも利用できる開かれた公民館図書室の運営
・読み聞かせ、各種展示等読書行事の開催
・市民が本をさがしやすい書架の整理及び蔵書の充実（新）

ウこども総合支援センター（ニコニコこども館）での取組み

・各種展示等読書行事の開催
・視覚に訴える書架配列の工夫
・おはなし会の定期的実施
・ブックスタートの推進
・いつでも読書相談ができる環境づくり（新）

エその他の施設等での取組み

・児童書コーナーの設置
・施設の事業内容に即した図書・資料の展示
・おはなし会や読み聞かせの実施

③学校等での取組み

ア幼稚園・保育所での取組み

・教育・保育における絵本、紙芝居の積極的活用
・園内、所内の絵本コーナーの充実
・おはなし会の定期的実施

イ学校での取組み

・子どもの成長段階に応じた読書指導の充実
・教科関連ブックリストの作成
・教科・単元に応じた本の紹介、読み聞かせ、ブックトークなどの実施（プログラムの共有・公共図書館の支援）
・朝の読書活動の推進
・学校図書館の授業での活用（新）
・障がいをもつ子どもが利用しやすい学校図書館の環境整備（新）
・児童生徒の図書委員会活動の推進（新）

（２）家庭・学校・地域における連携の推進

①家庭での取組み

・図書館、学校、幼稚園、保育所からの本についての情報の積極的な活用
・公民館や地域文庫、こども総合支援センター（ニコニコこども館）など、本のある施設の積極的活用
・図書館との連携による、小児科医院及び保健所に集う保護者の読書体験の発表（新）

②地域での取組み

ア図書館での取組み

・施設見学、職場体験の受け入れ
・保育士・幼稚園教諭・学校図書館司書補対象に読み聞かせ、ストーリーテリングの方法、絵本の選定等の研修会の開催
・幼稚園、保育所への団体登録の促進
・教職員向け図書館利用案内の改訂・配付
・テーマ別リストの改訂・配付
・子ども読書活動に関する各賞の情報収集
・美術館企画展の関連図書の展示
・留守家庭児童会への本の配本
・こども総合支援センター（ニコニコこども館）と児童図書の選定についての研修会の開催（新）
・おはなしボランティアや読書活動を行っているＮＰＯとの連携・強化（新）

イ公民館での取組み

・積極的な広報活動による公民館図書室の利用促進
・公共図書館の行事・展示の紹介、「図書館だより」の配付

ウこども総合支援センター（ニコニコこども館）での取組み

・公共図書館児童書担当職員や読書活動ボランティアによるおはなし会の実施
・図書館の行事・展示の紹介
・読書相談の実施（新）

エその他の施設等での取組み

・指導員やボランティアによる定期的なおはなし会の開催
・各施設で公共図書館の行事・展示の紹介
・美術館や図書館と連携し、企画展の関連図書の展示やボランティアによるおはなし会の開催
・学校図書館と留守家庭児童会が協力することにより、放課後の読書活動の推進（新）
・「少年の主張」コンクールの実施（新）

③学校等での取組み

ア幼稚園・保育所での取組み

・機会を設けて、良い絵本の紹介
・図書館との連携による幼稚園・保育所の保護者向けの子どもの本の選び方講座の開催（新）

イ学校での取組み

・調べ学習など授業の中での公共図書館の活用
・効果的な学校図書館運営のため、図書館担当職員（司書教諭、学校図書館司書補等）同士の交流の推進
・児童生徒や保護者の公民館図書室や学校図書館の見学
・地域・家庭と手を結ぶ読書体験（家庭図書のリサイクル、学校図書館だよりの発行）（新）
・学校のウェブサイトに家庭でのおすすめの本の紹介（新）
・地域ボランティアの学校での活動の推進（新）
・図書館との連携による小学校の家庭教育学級で、保護者向けの子どもの本の選び方講座の開催（新）

（3）子どもの読書活動を支える人材の育成と活用

①家庭での取組み

・子どもに合った本の選び方の学習
・様々な施設で行われる読書活動推進の行事等への積極的参加

②地域での取組み

ア図書館での取組み

・おはなしボランティア養成講座（初級・中級）の開催
・学校図書館司書補対象講座の実施
・図書館職員の研修等の積極的参加
・保護者向けの子どもの本の選び方講座の実施（新）
・学校図書館ボランティアの研修の実施（新）
・おはなしボランティア人材リストの作成（新）

イ公民館での取組み

・保護者対象の読書活動推進講座の開催
・地域の昔ばなしを聞く機会の提供

ウこども総合支援センター（ニコニコこども館）での取組み

・保護者対象の子どもの成長と読書に関する講座の実施

エその他の施設等での取組み

・職員の読書活動推進行事等への参加

③学校等での取組み

ア幼稚園・保育所での取組み

・幼稚園・保育所職員の読書活動推進研修等の積極的参加
・保護者によるボランティアサークルの活動支援
・保護者会での読書活動推進の啓発（新）

イ学校での取組み

・司書教諭を中心とした学校図書館オリエンテーションの実施
・おはなしボランティアによる読み聞かせ活動
・学校図書館司書補等職員の研修等の積極的な参加
・学校図書館ボランティアの支援（新）
・「美しい日本語表現コンテスト」の実施（新）

※（新）は、新規事業

（1）子どもの読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実

子どもが心身ともに健やかに成長することは、保護者の願いであり、健全育成を図ることは社会全体の責務でもあります。

読書は、子どもの成長過程において、計り知れない役割を果たしています。

子どもが自主的に本に親しみ、生涯にわたる読書習慣を身につけることができるよう、乳幼児期、少年期、思春期、青年期とそれぞれの成長過程で読書の楽しさを知ることのできる機会の提供と充実に努めます。

①家庭での取組み

身近にいる保護者が読書の重要性を認識し、共に読書をしたり、読書に親しめる機会や環境づくりに努めることが極めて重要です。

また、子どもの人格を形成していくうえで、読書が大切であることを認識する必要があります。

具体的取組み例

・読み聞かせの時間づくり
・いつも本に触れられる環境づくり
・身近な図書館の活用
・読書行事等への親子参加
・家庭 15 分間読書※3の実践

【指標（数値目標）】

項　目	現況値	H26 目標値	説　明
家庭での読み聞かせの実施率（小学生）	65%	70%	読み聞かせの時間づくりに努める。

※P26 からのアンケート調査結果（概要）より（P27　2-（4））

※3 家庭 15 分間読書: 家庭における読書活動推進の施策として、本市において第一次計画で提唱し啓発している取組みであり、一日 15 分間家庭で読書することを意味する。

②地域での取組み

【図書館】

図書館は、様々な本と出会える場であり、読書の楽しさや学ぶ喜びを得ることのできる場です。

子どもたちが図書館へ望むものは、興味や関心など発達段階によって様々です。子どもたち一人ひとりの要望に応えられるように図書や新聞等幅広い資料の収集や見やすく探しやすい書架づくり、さらには親しみやすい雰囲気づくりなど、数多くの本にふれる機会を提供します。また、「おはなし会」や「図書館体験」等の行事を通して図書館に足を運ぶことにより、図書館を身近に感じ、文学、科学、芸術、歴史などの本に触れ新しい発見をし、幅広い読書活動に親しむ機会や空間を提供します。また、子どもたちの生活圏内に気軽に利用できる身近な図書館の整備に努めます。さらに、保護者に対しても子どもの読書活動への働きかけの重要性の啓発をします。

具体的取組み

・おはなし会の開催
・工作教室・科学教室等の開催
・図書館体験の実施
・子どもと本の講演会の実施
・「こども読書フォーラム」の開催
・障がいをもつ子どもが利用しやすい図書館の環境整備
・公民館の改築にあわせた図書館分館のオンライン化
・映画会の開催
・赤ちゃん絵本コーナー、中学、高校生向けの図書を集めたコーナーの設置
・テーマ別展示の開催
・家庭 15 分間読書の普及、啓発（市のウェブサイト及び広報誌での啓発、読書週間に併せて家庭にチラシを配付する）
・レファレンス※4業務の充実（学校宿題情報、教科書に載った本リストなど）
・対象年齢別、テーマ別等各種の本の案内リストを作成し、小学校、幼稚園・

※4　レファレンス：利用者の調査研究に対する援助と参考質問に対する回答を行うもの。子どもの場合、学習課題の解決と趣味についての相談が多い。

保育所への配付（新）
・年齢別絵本のコーナーの設置（新）
・市内の小児科医院の待合室に図書館職員おすすめの子どもの本の図書リストの配置（新）
・図書館職員によるブックトーク※5の実施（新）
・図書館のウェブサイトでのおすすめ本の紹介（新）

【指標（数値目標）】

項　目	現況値	H26 目標値	説　明
おはなし会を開催する図書館の数	7 館	10 館	おはなし会を開催する図書館を増やす。

【公民館】

公民館は、市民が交流し、学習・文化・芸術活動に参加しながら地域住民の豊かな文化生活を推進する学びの場です。多彩な活動に対応できる施設を有し、図書室も設置されております。地区・地域公民館等市内各所にある公民館図書室においては、図書館と連携をとりながら「いつでも、どこでも、だれでも」を基本とする充実した読書活動支援の推進に努めます。

具体的取組み
・公民館の開館時間はいつでも利用できる開かれた公民館図書室の運営
・読み聞かせ、各種展示等読書行事の開催
・市民が本をさがしやすい書架の整理及び蔵書の充実（新）

【こども総合支援センター（ニコニコこども館）】

赤ちゃんから学齢期の子どもまでが集うこども総合支援センターでは、子どもと保護者の両方に働きかけができる施設であり、施設内に設置してある「子育て図書館」においては、年齢に合った良い本を揃え、読書相談ができる環境を整えることが大切です。そのために、図書館等と連携を図りながら読書環境を整備・充実していくことが必要です。

また、障がいのある子どもには障がいの程度に応じた読書体験ができるよう

※5 ブックトーク：本の内容について簡潔に語ることにより、その本の面白さを伝え、聞き手にその本を読んでみたいという気持ちを起こさせるようにすること。

に相談に応じます。

具体的取組み

・各種展示等読書行事の開催
・視覚に訴える書架配列の工夫
・おはなし会の定期的実施
・ブックスタート※6 の推進
・いつでも読書相談ができる環境づくり（新）

【その他の施設等】

児童センター、ふれあい科学館、美術館、留守家庭児童会、読書活動ボランティア、ＮＰＯ等、子どもや保護者が多く集まる施設等においては、各施設等の特色を活かし、読み聞かせ、おはなし会、ブックトークなどの読書活動を体験できる機会の充実に努めます。

具体的取組み

・児童書コーナーの設置
・施設の事業内容に即した図書・資料の展示
・おはなし会や読み聞かせの実施

③学校等での取組み

【幼稚園・保育所】

就学前の子どもたちが、「おはなし」を聞く楽しさを知り、物語への感動を体験することは、豊かな感受性を育て、想像力を養い、自然や社会に対する基礎的な認識を深めるためにも極めて重要なことです。家庭での読書体験はもとより、同年齢の友達と一緒に集団で体験する読書の喜びも大きいものがあります。

幼稚園、保育所においては、子どもたちが本に親しみ触れる機会を多くし、読み聞かせ等の豊かな読書体験の実現に努めます。

※6 ブックスタート：絵本を介して赤ちゃんと家族のコミュニケーションを豊かにし、子どもの言語能力と豊かな心を育てることを目的とする取組み

具体的取組み

・教育・保育における絵本、紙芝居等の積極的活用
・園内、所内の絵本コーナーの充実
・おはなし会の定期的実施

【学　校】

学校における読書活動は、子どもたちに読書の喜び、楽しさを知ってもらうとともに、豊かな心を育むための重要な活動です。

学校図書館を中心に良書に触れる機会を増やし、自主的な読書習慣が身に付くよう努めます。

学校においては、読書活動や学校図書館の利用を積極的に行うことにより、子どもたちの読書習慣の確立を目指します。

そのためには、読書推進における司書教諭とその他の教諭、学校図書館司書補などの役割分担を明確にした上で、学校内の協力体制を整えるとともに、各学年の発達段階に応じた図書館利用を進めることが大切です。

また、学校図書館の本のデータベース化を進めることでネットワーク化を推進し、サービスの向上に努めます。

具体的取組み

・子どもの成長段階に応じた読書指導の充実
・教科関連ブックリストの作成
・教科・単元に応じた本の紹介、読み聞かせ、ブックトークなどの実施（プログラムの共有・公共図書館の支援）
・朝の読書活動の推進
・学校図書館の授業での活用（新）
・障がいをもつ子どもが利用しやすい学校図書館の環境整備（新）
・児童生徒の図書委員会活動の推進（新）

（２）家庭・学校・地域における連携の推進

家庭や地域は子どもが最初に本と出会い、読書習慣を形成していく場です。

幼稚園や保育所に通う時期は文字で「読む読書」より先に耳で「聞く読書」（読み聞かせ）によって読書活動が始まります。学校は子どもたちが一日の多くを過ごす場所であり、読書活動に大きな影響を与えます。教師や学校図書館司書補の働きかけにより子どもが本に親しむ機会を設けることで、読書習慣を確かなものへ形成していくことが求められます。

子どもの読書活動の推進のためには公共図書館・学校等それぞれの施設で担う役割があります。これらの施設が連携し、また、ボランティア等と協力することが本と子どもをつなぐおおきな「架け橋」となると考えられます。

①家庭での取組み

幼稚園や保育所、学校など、保護者が集まる場で「本」についての話題を提供したり、子どもが好きな本について話あったりしてそれぞれの家庭での本についての情報を共有することが大切です。

また、図書館や公民館、学校等の読書活動に関する情報の活用や行事等に親子で積極的に参加することが重要です。

具体的取組み例

- 図書館、学校、幼稚園、保育所からの本についての情報の積極的な活用
- 公民館や地域文庫、こども総合支援センター（ニコニコこども館）など、本のある施設の積極的活用
- 図書館との連携による、小児科医院及び保健所に集う保護者の読書体験の発表（新）

②地域での取組み

【図書館】

図書館では図書に関する様々な情報を提供し、子どもが読書に親しむ機会を設けるとともに、図書館の仕事を知ってもらうことで図書館に対する理解を深め、より多くの利用につながるよう努めます。

具体的取組み

・施設見学、職場体験の受け入れ
・保育士・幼稚園教諭・学校図書館司書補対象に読み聞かせ、ストーリーテリング※7の方法、絵本の選定等の研修会の開催
・幼稚園、保育所への団体登録の促進
・教職員向け図書館利用案内の改訂・配付
・テーマ別リストの改訂・配付
・子ども読書活動に関する各賞の情報収集
・美術館企画展の関連図書の展示
・留守家庭児童会への本の配本
・こども総合支援センター（ニコニコこども館）と児童図書の選定についての研修会の開催（新）
・おはなしボランティアや読書活動を行っているＮＰＯとの連携・強化（新）

【指標（数値目標）】

項　目	現況値	H26 目標値	説　明
図書館を団体で利用する幼稚園、保育所の数	19 団体	30 団体	幼稚園、保育所への団体登録の促進を図る。

【公民館】

市民にとって最も身近な施設である公民館図書室の利用を活性化することにより、子どもが読書に親しむきっかけづくりになるよう努めます。

※7 ストーリーテリング：話し手が題材となるお話を覚え、自分のことばで語って聞かせること。

具体的取組み

・積極的な広報活動による公民館図書室の利用促進
・公共図書館の行事・展示の紹介、「図書館だより」の配付

【こども総合支援センター（ニコニコこども館)】

公共図書館や読書活動ボランティアとの協力により、「子育て図書館」において、本が選びやすい書架配列の工夫をしたり、読書相談を実施します。

具体的取組み

・公共図書館児童書担当職員や読書活動ボランティアによるおはなし会の実施
・図書館の行事・展示の紹介
・読書相談の実施（新）

【その他の施設等】

児童センター、ふれあい科学館、美術館、留守家庭児童会等、子どもや保護者が多く集まる施設等では各施設等において図書館、読書活動ボランティア、ＮＰＯと連携を図り、おはなし会などを行う事により、訪れる子どもたちが図書に親しむきっかけになるよう努めます。

また、地域との連携により、市内の児童生徒が日ごろ考え、感じていることを大勢の人に理解してもらう機会を提供することにより、児童・生徒の国語力の向上と表現力の充実を図ります。

具体的取組み

・指導員やボランティアによる定期的なおはなし会の開催
・各施設で公共図書館の行事・展示の紹介
・美術館や図書館と連携し、企画展の関連図書の展示やボランティアによるおはなし会の開催
・学校図書館と留守家庭児童会が協力することにより、放課後の読書活動の推進（新）
・「少年の主張」コンクールの実施（新）

③学校等での取組み

【幼稚園・保育所】

幼稚園・保育所は図書館と連携を図り、保護者や子どもが見学をする機会を設けたり、家庭に子どもの本についての情報を伝えるよう努めます。

具体的取組み

・機会を設けて、良い絵本の紹介
・図書館との連携による幼稚園・保育所の保護者向けの子どもの本の選び方講座の開催（新）

【学　校】

学校では、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動において学校図書館や公共図書館を利用することにより、児童や生徒が図書に対する親しみを持つことにつながります。

また、学校図書館司書補同士の交流を図ることにより、学校図書館のより一層効果的な運営につながるよう努めます。

具体的取組み

・調べ学習など授業の中での公共図書館の活用
・効果的な学校図書館運営のため、図書館担当職員（司書教諭、学校図書館司書補等）同士の交流の推進
・児童生徒や保護者の公民館図書室や学校図書館の見学
・地域・家庭と手を結ぶ読書体験（家庭図書のリサイクル、学校図書館だよりの発行）（新）
・学校のウェブサイトに家庭でのおすすめの本の紹介（新）
・地域ボランティアの学校での活動の推進（新）
・図書館との連携による小学校の家庭教育学級で、保護者向けの子どもの本の選び方講座の開催（新）

2　家庭・学校・地域における連携の推進

【指標（数値目標)】

項　目	現況値	H26 目標値	説　明
本の選び方講座の開催箇所数	0	25 箇所	図書館との連携により、幼稚園・保育所、小学校などの保護者向けの子どもの本の選び方講座を開催する。

（３）子どもの読書活動を支える人材の育成と活用

子どもの読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実や地域における連携を推進していくには、活動の中心となる人材を育て、その能力を充分に活かせる環境を整えることが必要です。

子どものいる家庭の保護者や図書館、学校、幼稚園・保育所などの職員はもちろん、公民館や留守家庭児童会の職員など、子どもたちと関わりを持つ人たちに、読書の大切さを知ってもらうための機会の提供とおはなし会や読み聞かせができる読書活動ボランティアやＮＰＯ（子ども文庫等）等の育成と活用に努めます。

①家庭での取組み

赤ちゃんから幼児期にかけては、月齢や年齢、個性に合わせた絵本を選ぶことが大切です。幼稚園、保育所、学校の先生や図書館の司書などに相談をしてより良い読書環境を作るように努めます。

また、読書活動の推進が国語力の向上につながることを認識し、保護者自身が積極的に読書活動を推進するよう努めることが大切です。

具体的取組み例

・子どもに合った本の選び方の学習
・様々な施設で行われる読書活動推進の行事等への積極的参加

【指標（数値目標）】

項　目	現況値	H26 目標値	説　明
公共図書館でのおはなし会の参加人数	5,585 人	6,000 人	様々な施設で行われる読書活動推進の行事等への積極的参加に努める。

②地域での取組み

【図書館】

図書館では、地域や学校で活躍できるおはなしボランティアを養成し、さらに活用をすることで、子どもの読書環境の充実を図ります。また、司書教諭や学校図書館司書補の読書についての研修を実施することにより、意識の向上に努めます。

具体的取組み

・おはなしボランティア養成講座（初級・中級）の開催
・学校図書館司書補対象講座の実施
・図書館職員の研修等の積極的参加
・保護者向けの子どもの本の選び方講座の実施（新）
・学校図書館ボランティアの研修の実施（新）
・おはなしボランティア人材リストの作成（新）

【指標（数値目標）】

項　目	現況値	H26 目標値	説　明
おはなしボランティアの登録人数	53 人	60 人	おはなしボランティア養成講座（初級・中級）を開催し登録を図る。

【公民館】

公民館では、子どもを持つ保護者向けに読書の重要性を啓発する講座を開催したり、地域の昔ばなしや民話を語れる方に「語りの場」を提供します。

また、おはなしの仕方についての講座を開催するなど、地域住民の生涯学習の機会の提供に努めます。

具体的取組み

・保護者対象の読書活動推進講座の開催
・地域の昔ばなしを聞く機会の提供

【こども総合支援センター（ニコニコこども館)】

　読書は子どもの健やかな成長を促す有効な方法であることを保護者に知ってもらうために図書館司書や学校図書館司書補、保育士、保健師等と協力して意識向上に努めます。

具体的取組み

・保護者対象の子どもの成長と読書に関する講座の実施

【その他の施設等】

　児童センター、ふれあい科学館、美術館、留守家庭児童会等は子どもと保護者が多く集まる施設等です。そこで働く職員に子どもの本の講演会や「こども読書フォーラム」などの行事等への参加を通して、意識啓発を図り、子どもの読書活動を支える人材の育成に努めます。

　また、読書活動ボランティアやＮＰＯは、地域において、おはなし会や読み聞かせ等、子どもが読書に親しむための機会を提供することにより、本市の子どもの読書活動を推進することが期待されます。

具体的取組み

・職員の読書活動推進行事等への参加

③学校等での取組み

【幼稚園・保育所】

　幼稚園・保育所では、保護者会などで読書の重要性を啓発する機会を設けることにより、保護者の意識向上に努めます。また、保護者によるおはなしサークル等の設立を呼びかけることにより、保護者が読書活動推進に積極的に関わってもらえるように努めます。

具体的取組み

・幼稚園・保育所職員の読書活動推進研修等の積極的参加

・保護者によるボランティアサークルの活動支援
・保護者会での読書活動推進の啓発（新）

【学　校】

子どもたちの豊かな心を育むために、学校図書館が果たすべき役割はとても大きいと言えます。学校図書館の活性化を図るために、司書教諭を中心とした校内研修を行い、教職員全員が学校図書館に対する理解を深めるとともに、授業における活発な活用を目指します。

また、国語力の向上は、学力の向上にも大きな影響があり、そのためにも読書活動の推進が重要となってきます。

具体的取組み

・司書教諭を中心とした学校図書館オリエンテーションの実施
・おはなしボランティアによる読み聞かせ活動
・学校図書館司書補等職員の研修等の積極的な参加
・学校図書館ボランティアの支援（新）
・「美しい日本語表現コンテスト」の実施（新）

【指標（数値目標）】

項　目	現況値	H26 目標値	説　明
読み聞かせやブックトークの実施率（小学校）	83%	90%	おはなしボランティアによる読み聞かせ活動の実施を図る。

※Ｐ26 からのアンケート調査結果（概要）より（Ｐ29　2-（10））

第４章　推進体制

１　読書活動推進に係る基本的な考え方

子どもの読書活動は、子ども読書活動推進計画（第一次）に基づき、幼稚園、保育所、学校、公民館、こども総合支援センター（ニコニコこども館）等でそれぞれに展開されていますが、全市一体の活動には至っていません。

本計画の推進に向けては、家庭・学校・地域、行政、ボランティア等の関係団体が連携、協力しながら、推し進める必要があります。そのためには、それぞれがもつ読書活動推進のための情報を共有し活用することが、均衡のとれた推進体制へとつながります。

子どもたちが 1 日の大半を過ごす学校、幼稚園、保育所は読書活動を推進するための大切な場所といえます。そのために、図書館はそれらの施設に読書活動の推進を積極的に働きかけ、支援していく必要があります。

それぞれの施設での取組み事例などの情報を共有することは、推進を図る上で大切になってきます。学校図書館司書補や保育士の研修等に、読書活動の取組みについての発表の場を設け、どのような取組みをしているかを知る機会をつくることも有効な方法です。

子どもの人格を形成する上で、読書が大切であることを啓蒙することは、家庭での読書の推進につながります。子どもに関わる各施設は、機会があるごとに読書の大切さを保護者や子どもに伝えることが大切です。

各関連団体、施設はそれぞれが読書活動推進について努力しながら、相互に連絡を取り合うことにより協力体制を築き、健やかな子どもの成長のために積極的に読書活動推進に取組んでいくように努めます。

2　読書活動推進に係る体制図

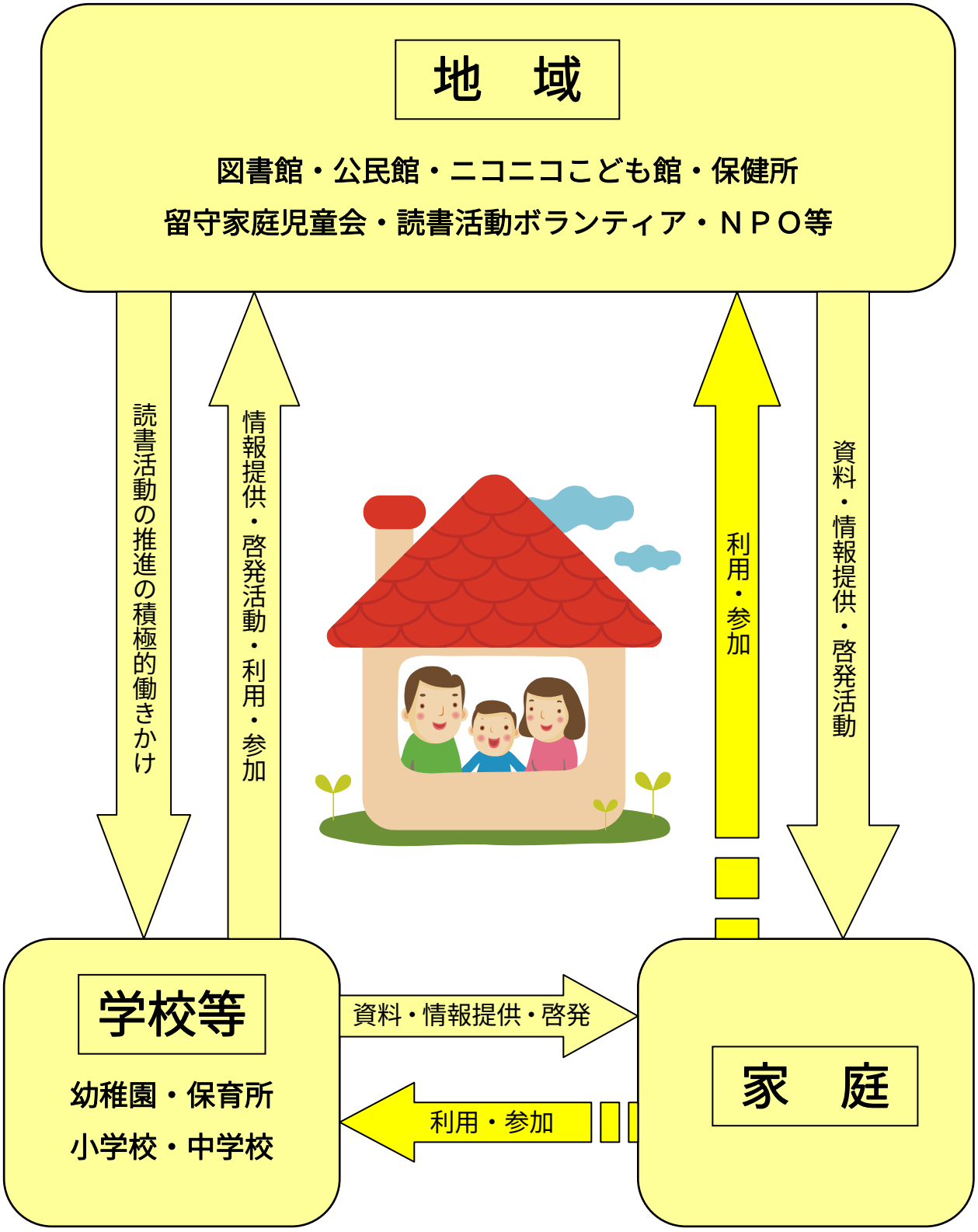

資料

○第二次郡山市子ども読書活動推進計画策定に関するアンケート調査結果（概要）

１　調査概要

（1）アンケート対象：小学校 4 校（抽出）の 4 年生～6 年生の児童と保護者、中学校 4 校（抽出）の 1 年生～3 年生の生徒と保護者、小学校及び中学校の学校図書館司書補
（2）アンケート内容：学校、家庭での読書活動の現状
（3）実施期間：平成 21 年 11 月 9 日～11 月 13 日
（4）実施方法：小・中学校の任意のクラスを抽出し、クラス全員の児童・生徒及びその保護者全員に実施
（5）回収結果：小学生 267 人、保護者 206 人、中学生 295 人、保護者 227 人、小学校図書館司書補 39 人、中学校図書館司書補 25 人

２　調査の結果

（1）あなたは、最近 1 年以内に図書館から本を借りましたか（小・中学生と保護者）

・小学生については、「借りた」63%、保護者は、「借りた」48%となっています。
・中学生については、「借りた」38%、保護者は、「借りた」39%となっています。

（2）あなたは、本を読むことが好きですか（絵本を見ることや読み聞かせを含む）（小・中学生と保護者）

・小学生については、「好き」54%「どちらかといえば好き」33%で、合計 87%となり、ほとんどの児童は本を読むことが好きであると回答しています。保護者は、「好き」41%「どちらかといえば好き」47%で、合計 88%となり、子どもと同様の数値となっています。
・中学生については、「好き」46%「どちらかといえば好き」40%で、合計 86%となり、小学生と同様の数値となっています。保護者については、「好き」42%「どちらかといえば好き」42%で、合計 84%となり、8 割強の子どもと親は本を読むことが好きであると回答しています。

（3）あなたは、家でどのくらいの回数、本を読んでいますか（絵本を見ることや読み聞かせを含む）（小・中学生と保護者）

・小学生については、「ほぼ毎日」28%「週に 3 回以上」30%「週に 1 回くらい」25%で、合計 83%となり、ほとんどの児童は週に 1 回以上は、本に触れられる環境となっています。保護者は、「ほぼ毎日」23%「週に 3 回以上」16%「週に 1 回くらい」27%で、合計 66%となり、子どもより低い数値となっていま

す。

・中学生については、「ほぼ毎日」18％「週に 3 回以上」22％「週に 1 回くらい」24％で、合計 64％となり、小学生よりも低い数値となっています。また、保護者は、「ほぼ毎日」20％「週に 3 回以上」18％「週に 1 回くらい」22％で、合計 60％となり、子どもとほぼ同様の数値となっています。

（4）あなたは、親に本を読んでもらったり、昔話を聞いたりしたことはありますか（絵本を含む）（小・中学生）

・小学生については、「たくさんあった」30％「少しはあった」35％で、合計 65％となっています。

・中学生については、「たくさんあった」31％「少しはあった」33％で、合計 64％となり、小学生とほぼ同様の数値となっています。

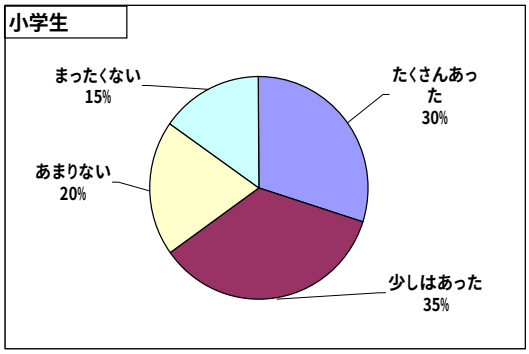

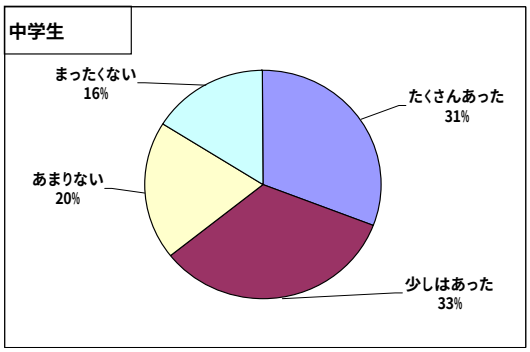

（5）子どもに本を読んだり、昔話をしたことがありますか（保護者）

「たくさんあった」44％「少しはあった」45％で、合計 89％となっています。

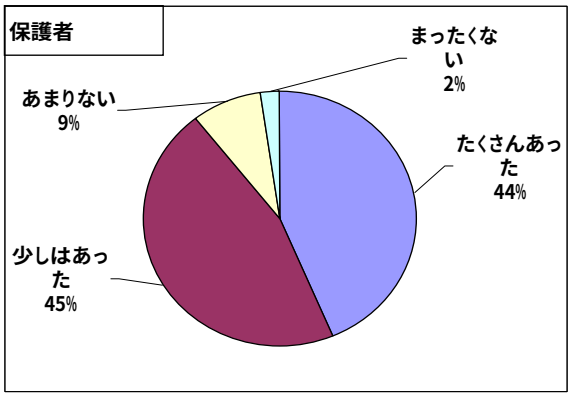

（6）どうすれば子どもたちがもっと本を読むようになると思いますか（保護者）

「子どもと一緒に図書館や書店に行く」27%「子どもと同じ本を読んで話題にする」20%「大人が本を読む」18%となっています。

【今後の課題】

◯いつも、どこでも本に触れられ、読書を楽しむ家庭での環境づくり

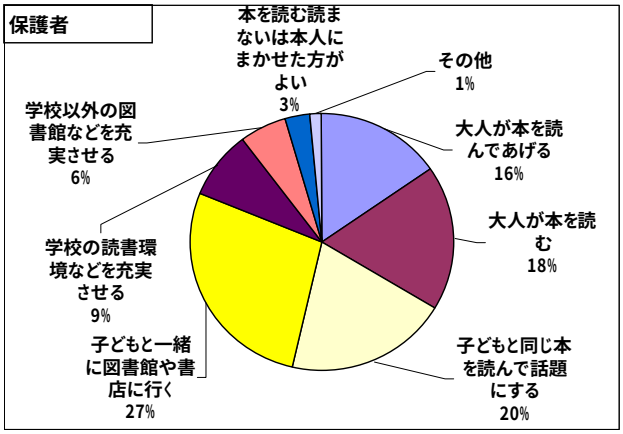

（7）子どもの読書活動を推進するために図書館は何をすべきだと思いますか（保護者）

「児童図書の充実」26%「幼稚園、保育所、小・中学校との連携による読書環境の整備」25%「児童図書の紹介やＰＲ」25%となっています。

【今後の課題】

◯図書館における児童図書の整備・充実及び学校等の施設との連携による読書環境の整備

◯おはなし会や読み聞かせ講座を開催することで、読書の楽しさの啓発

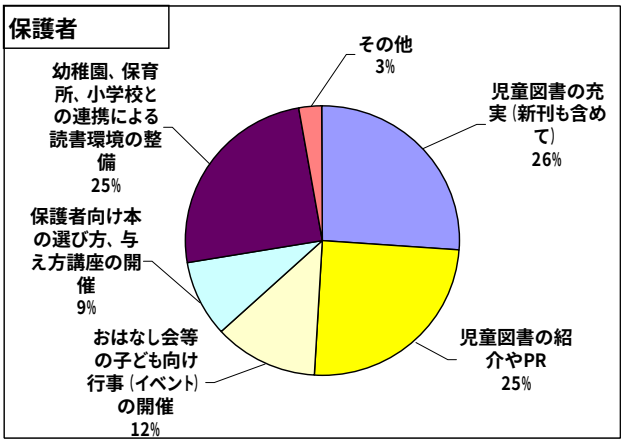

（8）子どもの読書活動に関する情報をどこから収集していますか（保護者）

「学校・幼稚園・保育所」３８％「特に収集していない（情報収集の方法が分からない・必要な情報がない）」２２％「公共図書館」２１％となっています。

【今後の課題】

◯子どもの読書に親しむ機会の提供

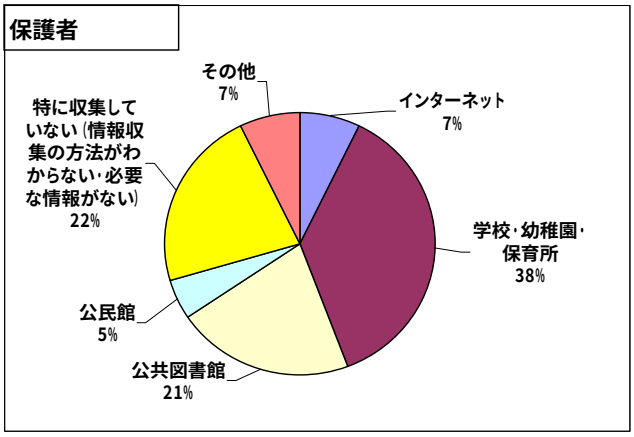

（9）読み聞かせやブックトークをしていますか（学校図書館司書補）

・小学校図書館司書補は、「している」５６％となっています。

・中学校図書館司書補は、「している」５６％となり、小学校と同様の結果となっています。

【今後の課題】

◯学校図書館司書補によるおはなし会や読み聞かせの実施

（10）おはなしボランティアは読み聞かせやブックトークをしていますか（学校図書館司書補）

・小学校では、「している」８３％となっています。

・中学校では、「している」１２％となり、小学校と大きな開きがあります。

【今後の課題】

◯学校図書館ボランティアの積極的活用

（11）学校として図書館から本を借りていますか（学校図書館司書補）

・小学校では、「借りている」６５％となっています。

・中学校では、「借りている」５６％となっています。

【今後の課題】

◯調べ学習など授業の中での公共図書館の積極的活用

○平成 21 年度まちづくりネットモニター第 6 回集計結果

1　調査概要

（1）調査期間：平成 21 年 11 月 16 日～11 月 25 日（10 日間）
（2）テーマ：「子どもの読書について」
（3）モニター数：270 人（男性 113 人、女性 157 人）
（4）回答者数：251 人（男性 106 人、女性 145 人）
（5）回答率：93.0％

2　調査の結果

（1）あなたは、最近 1 年以内に公共図書館から本を借りましたか

「借りた」60.6％、「借りていない」39.4％となっています。

（2）子どもの時、誰かに本を読んでもらったり、昔話を聞いたりしたことはありますか（絵本を含む）

「たくさんあった」30.3％「少しはあった」48.2％で、合計 78.5％となっています。

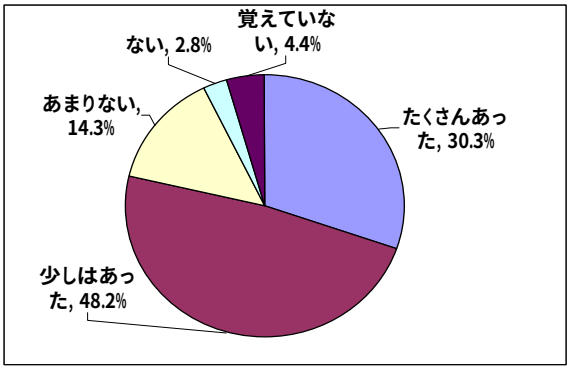

（3）子どもに本を読んだり、昔話をしたことがありますか

「たくさんあった」33.5％「少しはあった」38.2％で、合計 71.7％となっています。

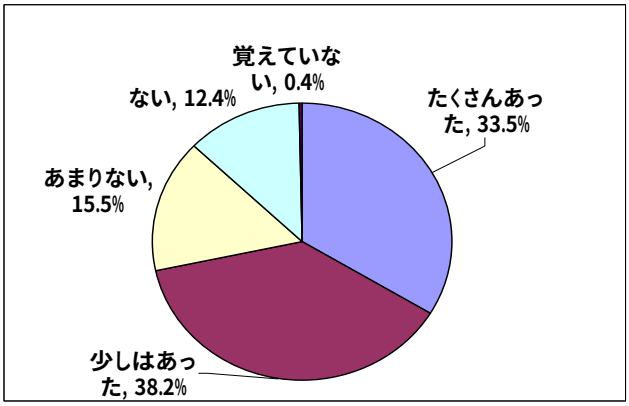

（4）公共図書館で定期的に子ども向けのおはなし会をしていることを知っていますか

「知っている」72.6%、「知らない」27.4%

（5）どうすれば子どもたちがもっとよく本を読むようになると思いますか

「子どもと一緒に図書館や書店に行く」25.8%「大人が読んであげる」21.9%「大人が本を読む」19.1%「子どもと同じ本を読んで話題にする」15.4%「学校の読書環境を整える」8.8%「学校以外の図書館などを充実させる」6.1%となっています。

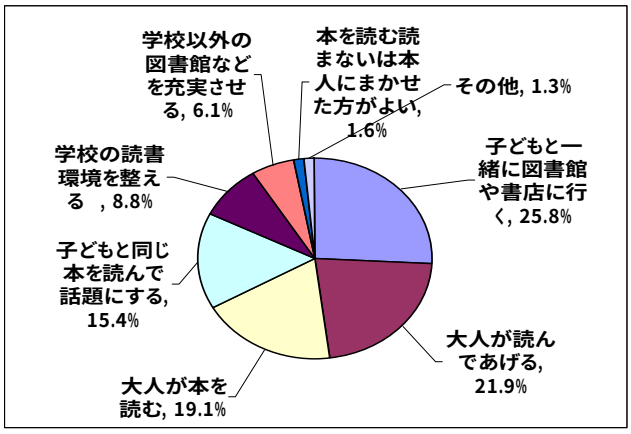

（6）子どもの読書活動を推進するために図書館は何をすべきだと思いますか

「幼稚園、保育所、小・中学校との連携による読書環境の推進」24.4%「児童図書の充実（新刊も含めて）」21.4%「おはなし会等の子ども向け行事（イベント）の開催」19.4%「児童図書の紹介やＰＲ」19.2%となっています。

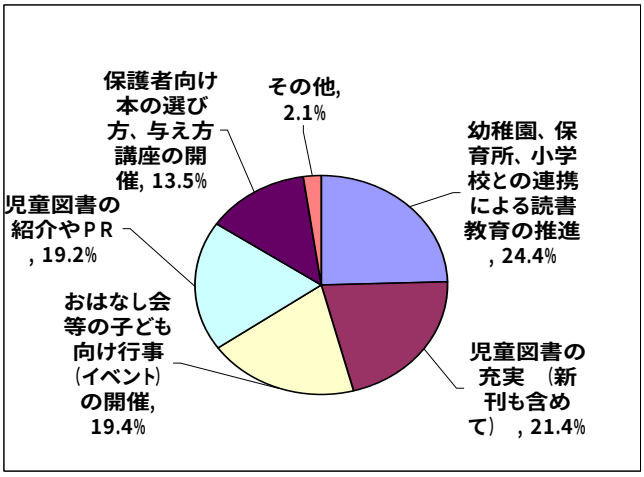

（7）図書館行政や子どもの読書についての主な意見

①新作本や話題作などの充実。民間の書店のように、お薦めランキングやその時期にあった本の紹介をしてほしい。

②子どもに読書は楽しいということを、読み聞かせ等を利用してもっと広報すべきです。学校でも朝、読書の時間を設けているところがあるようです。大人がまず手本を示すことだと思います。

③子どもが本を好きになるという事は、図書館に行く事が好きになる事かも知れません。中には、公共図書館に行ったことのない子どももいるかもしれません。
学校の授業で公共図書館を探検する学習があればいいと思います。図書館と学校との連携による読書教育の推進は、大切だと思います。小さな頃から本にふれることは大事なので、保育所や幼稚園でもおはなし会を開催すればいいと思います。

④小さい子どもに親が本を読んであげることは、情操教育として非常に有意義だと思う。それには、親の時間・本がある環境が必要。

⑤私は小さい頃から親に本をたくさん与えられて本を読む習慣がありました。そのおかげで国語に苦手意識をもったことはありませんでした。夫は親から本を与えられるという環境で育たなかったので本を読むということがあまりなかったそうです。そのせいかあまり国語は好きじゃないとか。子どもが本を好きになるかならないかは親の影響が強いと思います。実際に私の友人で本を与えられて育った人も娘に本をたくさん読んであげて受け継がれていると思います。大人の意識改革が必要だと思います。

⑥４歳と２歳の娘がいますが、家の近くに公立図書館があるので、お散歩がてら絵本を借りによく利用します。２人共まだ字が読めないので、絵を見ながら自分でお話しを考えて読んだり、私が読んだ言葉を思い出しながら読んだりしています。本を読むことは、いろんな知識を与えてくれるし、漢字を覚えたり、想像力を高めたりといろんな観点から考えてもいいことだと思います。だから、娘達にもこれからも本に親しんでもらいたいと思っています。公立図書館や学校に頼りがちになりますが、やはり家庭でも積極的に本に触れる機会をたくさんもつことが、本に興味を持ち読むことにつながるのではないかと思います。

⑦子どもの頃から本を読むのが当たり前の環境を作って行くために、学校の図書の充実と、学校と家庭での読書の時間を充実させるべきだと思います。

○子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年 12 月 12 日公布）

（目的）

第１条　この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第２条　子ども（おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第３条　国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第４条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第５条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第６条　父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第７条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第８条　政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

２　政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

３　前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第９条　都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するように努めなければならない。

２　市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

３　都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

４　前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第10条　国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

２　子ども読書の日は、４月 23 日とする。

３　国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第11条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

○第二次郡山市子ども読書活動推進計画策定検討委員会設置要綱

（設置）

第１条　第二次郡山市子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）の原案の策定を検討するため、第二次郡山市子ども読書活動推進計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

（１）推進計画の原案の策定にかかる調査及び検討に関すること。

（２）推進計画の原案の策定に関すること。

（３）その他推進計画の原案の策定にかかる必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、委員 11 名をもって組織する。

２　委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

（１）学識経験者

（２）社会教育及び学校教育関係者

（３）地域の読書団体等関係者

（４）公募市民

（委員長等）

第４条　委員会に、委員長及び副委員長をおき、委員の中から互選により選任する。

２　委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議は、委員長が招集する。

２　委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（ワーキンググループ）

第６条　委員会に推進計画の原案の策定に必要な事項について、調査、研究を行うため、ワーキンググループを置く。

２　ワーキンググループは、別表第１に掲げる課又は委員長が別に指定する課の所属長が推薦する者をもって組織し、中央図書館副館長が座長となる。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、教育委員会中央図書館において行う。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は委員長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成 20 年 10 月 24 日から施行し、推進計画を策定したときは、その効力を失う。

附　則

この要綱は、平成 21 年４月１から施行する。

別表第１

部　　局	課　　等　　名
保健福祉部	障がい福祉課
	こども課
	保育課
教育委員会	総務課
	学校管理課
	学校教育課
	生涯学習スポーツ課
	教育研修センター
	中央公民館
	中央図書館

○第二次郡山市子ども読書活動推進計画策定検討委員会名簿

NO	氏　　名	役　　職　　等	備　考
1	安　斉　悦　子	郡山市私立幼稚園協会	
2	宇佐美　秀　昭	福島県学校図書館協議会事務局長 緑ヶ丘第一小学校長	
3	大　谷　宏　明	（社）郡山青年会議所 教育開発委員会委員長	
4	桑　野　　聡	郡山市図書館協議会委員 郡山女子大学短期大学部准教授	委員長
5	小　林　澄　子	おはなしグループ「ドリー」代表	
6	相　楽　亜矢子	公募委員	
7	中　島　京　子	（財）金森和心会 クローバー子供図書館長	
8	橋　本　陽　子	青い窓の会 青い窓こどもアトリエ館長	
9	星　　光　子	のびのび子育て広場ネットワーカー	
10	堀　谷　桂　子	郡山・子どもの本をひろめる会会長 郡山市立明健小学校教諭	
11	渡　辺　さゆり	郡山市ＰＴＡ連合会副会長	副委員長

（五十音順・敬称略）

○第二次郡山市子ども読書活動推進計画検討経過

年　月　日	経　　過
平成 20 年　7　月 16 日	第 1 回「第二次郡山市子ども読書活動推進計画策定検討委員会プロジェクト会議(以下「プロジェクト会議」という。)開催（図書館児童図書担当者 5 名による会議）
8　月　1　日	第２回プロジェクト会議開催
9　月　5　日	第３回プロジェクト会議開催
9　月 17 日	第４回プロジェクト会議開催
平成 21 年　2　月 20 日	第 1 回「第二次郡山市子ども読書活動推進計画策定検討委員会ワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)開催（委嘱・概要説明）
3　月 10 日	第１回策定検討委員会（委嘱状交付・概要説明）
5　月 20 日	第２回ワーキンググループ開催（素案作成）
5　月 27 日	第２回策定検討委員会（素案審議）
7　月 22 日	第３回ワーキンググループ開催（素案作成）
8　月 20 日	第３回策定検討委員会（素案審議）
11　月　9　日 ～13 日	小・中学生、保護者及び学校図書館司書補に対する学校、家庭での読書活動の現状についてアンケート調査実施
11　月 16 日 ～25 日	平成 21 年度まちづくりネットモニターによる「子どもの読書について」アンケート調査実施
12　月 15 日	子ども読書活動推進計画策定に係る関係所属長会議
平成 22 年　1　月 19 日	教育委員会定例会で計画素案説明
2　月　6　日 ～　3　月　7　日	パブリックコメント実施
3　月 12 日	第４回策定検討委員会（最終案審議）
3　月 23 日	教育委員会定例会で計画決定

第二次郡山市子ども読書活動推進計画

発　行　郡山市教育委員会
編　集　郡山市中央図書館
〒963-8876
郡山市麓山一丁目5番25号
電話（024）923-6601
発行日　平成22年3月